



2016年3月6日 第2017-008号

【発行】 J A M

【発行責任者】 河野哲也

【編集】 総合政策グループ

TEL 03-5860-6150

E-Mail : seisaku.seiji@jam-union.jp

「価値を認めあう社会へ」実現に向けて 世耕経済産業大臣に直接要請

JAMは、2月20日と27日に「価値を認めあう社会へ」の実現に向けた、要請行動を実施した。JAMは、宮本礼一会長から要請内容を伝え藤川慎一副会長が背景説明を行った。三役では河野哲也書記長、川野英樹副書記長が参加した。

要請に当たっては、JAMものづくり国会議員懇談会の代表幹事細野豪志衆議院議員に調整をお願いした。さらに、顧問大畠章宏衆議院議員、副幹事長森本真治参議院議員、幹事大島敦衆議院議員にも帯同いただいた。

経済産業省

経済産業省では、世耕弘成経済産業大臣に対して直接JAM宮本会長が要請を行った。世耕大臣からは、昨年「世耕プラン「未来志向型の取引慣行に向けて」による具体的な政府としての取り組みの説明があり、「昨年は、2000社を調査するなど政府として大きく取り上げたのは初めてである。」との話があった。また、JAMからの要請に対しては、「調査の実施を継続して実態把握に努めるので引き続き意見を聞きたい」との回答が返ってきた。

公正取引委員会

公正取引委員会では、菅久取引部長他3名が対応に当たった。菅久取引部長からは、「法の執行官庁として役割を感じている。違反に対しては厳正に取り締まる。下請法では事例を大幅に増やした。800団体21万社を対象に説明会を実施している。」など取り組みの強化についての回答があった。引き続き調査も継続することを約束した。

国土交通省

国土交通省では、毛利審議官が対応した。JAMからは、公共事業や建設工事に関係して、追加費用が発生しても支払われないことや、取引単価がトンになっているものがあるなどの課題を説明した。毛利審議官からは、「地方公共団体に対して工期の平準化や直轄意識の改革などを進めてきている。公共事業運用指針で、国がアドバイスできるように仕組みも変えている。また、下請けいじめにならないように、800~900社に対して立ち入り指導も行うなど指導を強化している。匿名性を担保しながら問題のある取引に対しては対応している。土日の休日確保に向けても日本建設業連合会に対して大臣から要請も行っている。」との回答があった。

厚生労働省

厚生労働省では、岡崎審議官と土屋審議官が対応した。岡崎審議官からは、「賃金を上げることで消費を刺激することが大事である。」「経営者からは、最低賃金の大幅な引き上げが近年続いているが、支払い原資がないとの声もある。」「経済産業省とも連携して解決しないといけない。一方で、人手不足も顕著であり賃金が上がらないと入職しない。」「経営者の理解も必要になっている。取引改善に対しては、政府の横断的な会議にも参加している。」との回答があった。ものづくり国会議員からは、「労働分野における力が落ちているのでしっかりしてほしい。」との注文がついた。

消費者庁

消費者庁では、川口消費者庁次長以下5人が対応した。消費者庁からは、「倫理的消費と消費者志向経営について」の資料が提供され説明があった。川口消費者庁次長からは、「価格、品質を確保すること以外にも取り組んでいる。BtoBやフェアトレードに対する取り組みも進めている。消費者教育ポータルサイトを立ち上げた。企業の取り組みに対しても支援を行っている。」との説明があった。また、「今後は、働き方についての視点を盛り込む必要があると認識した。」との回答があった。

具体的要請内容

経済産業省・公正取引委員会

1. 監督官庁においては、下請振興基準及び下請代金支払等遅延防止法運用基準の周知と指導を強化すること。(下請法、下請振興基準)

【国土交通省共通】※1

2. 監督官庁においては、価値の適正な循環が阻害されている中堅企業の付加価値を底上げする必要性から、下請代金支払等遅延防止法の企業規模要件の廃止を行い、発注者による取引上の優越的地位を改めて規定すること。(下請法、独占禁止法)

3. 監督官庁においては、取引の停止など報復とみられる事案には、厳格な姿勢をもって適切に状況を把握し、告発者の匿名性を担保したうえで対処すること。また、再見積りの強要など下請法逃れともみられる事案についても厳正に対処すること。(下請法、独占禁止法)

【国土交通省共通】※2

4. 監督官庁においては、国の行う公共事業においても、元請企業に対して下請け等の安全、品質の低下を誘発する、短工期、低価格発注の是正について指導すること。また、契約事項からの変更にかかる経費については、適切な協議に応じるように指導すること。(建設業法等、公共事業の入札価格の適正化)【国土交通省共通】※3

5. 監督官庁においては、人の生命、財産を守ることでできる企業倫理の確立を促し、適正な価格での取引を促進するよう指導すること。【5省庁共通】※5

国土交通省

1. ※3

2. ※1

3. ※2

4. ※5

厚生労働省

1. 監督官庁においては、長時間労働等の労働基準法違反や未払い賃金が発生した場合に、監督強化とともに企業の取引の背景や利害関係についても調査・分析し公表すること。(労働基準法違反行為の取り締まり、週末発注週明け納品などの事例)

2. 監督官庁においては、人材の確保や必要な教育訓練が行える価格を実現するために労務費の価格転嫁を業界団体に指導・要請を行い、環境を整備すること。企業等が行う品質・安全等の教育・訓練に対しては、必須として実施するように指導を強化すること。(安全衛生等)

3. ※5

消費者庁

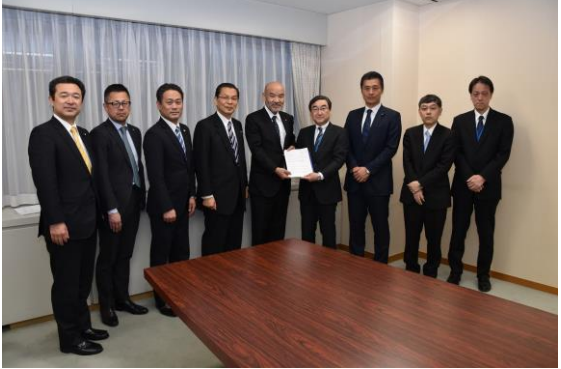
1. 監督官庁においては、消費者に対して持続可能な市場の維持についての理解促進活動を行うこと。低価格による無理な受注競争が、最も弱い消費者(国民)にしわ寄せがいくことを国民に周知させること。(消費者基本法の改正・消費者基本計画の策定、消費者教育推進法)

2. 監督官庁においては、持続的な経済の循環と底上げを図る賃金の引き上げに対する国民の理解を得るためのPR活動を行うこと。(消費者教育推進法)

3. ※5



経済産業省



公正取引委員会



国土交通省



厚生労働省



消費者庁

